広島県告示第五百二十九号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三条第

一項の規定によって、次の土地の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

令和四年七月四日

広島県知事 湯 﨑 英 彦

一 急傾斜地崩壊危険区域の名称

安登東六丁目八地区

一 急傾斜地崩壊危険区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱一号から五号までを順次結んだ線及び標柱一号と五号を結

んだ線に囲まれた土地の区域

標柱四号	一〇九二八番一				
標柱二号及び三号	一〇九二八番二	大谷	安登	安浦町	
標柱一号及び五号	九二八番五			六丁目 安浦町安登東	呉市
標柱番号	地番	字	大字	町	市・区